

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成 20 年 4 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が一部施行されました。これに伴い、木島平村の平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計に係る資金不足比率を算定した結果は次のとおりです。

1 健全化判断比率

全ての比率について早期健全化基準を下回っており、財政健全化法上は特に問題ありません。

しかし、実質公債費比率については、地方債協議制度における基準（18%）を上回っており、同基準を下回るよう公債費負担適正化計画を定めて健全化に向けた取組みが求められています。また、村の収入の約 6 割を国からの地方交付税に依存しており、今後この増額は期待できない状況にあるため、経常経費の節減など更に財政の健全化を図る必要があります。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
木島平村	—	—	22.1	137.6
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額・資金不足額が生じていないため該当ありません。

2 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足比率は、いずれの会計も資金不足が生じておらず、本比率については該当ありません。

（単位：％）

特別会計名	資金不足比率
木島平村水道事業会計	—
木島平村高社簡易水道特別会計	—
木島平村下水道特別会計	—
木島平村農業集落排水事業特別会計	—
経営健全化基準	20.0

※ いずれの会計も資金不足額が生じていないため資金不足比率は該当ありません。

3 各指標について

（1）実質赤字比率

一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

（2）連結実質赤字比率

全会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率

（3）実質公債費比率

一般会計の公債費と特別会計、公営企業会計及び一部事務組合の公債費に充当された一般会計からの

負担金等を合算した額の標準財政規模に対する比率

(4) 将来負担比率

土地開発公社や損失補償を行っている出資法人なども含め、一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

